（地籍簿の様式を定める省令の一部改正）

第二十九条　地籍簿の様式を定める省令（昭和五十三年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

「昭和　年　月から 平成　年　月まで	を	「平成　年　月から 令和　年　月まで
平成　年　月 号」		令和　年　月 号」

に改める。

（貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令の一部改正）

第三十条　貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「平成」を「令和」に改める。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第三十一条　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「平成」を削る。

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第三十二条　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二号の二様式及び別記第十号の二の三様式中「平成　年　月　日」を「　　年　　月　　日」に改める。

（解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第三十三条　解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「平成」を「令和」に改める。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第三十四条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「□明治　□大正　□昭和　□平成」を「□明治□大正□昭和□平成□令和」に改める。

別記様式第三号中「□明治　□大正　□昭和　□平成」を「□明治□大正□昭和□平成□令和」に、「マンション管理士試験に合格した年月日　平成」を「マンション管理士試験に合格した年月日　□平成□令和」に改める。

別記様式第十号の三中「□明治　□大正　□昭和　□平成」を「□明治□大正□昭和□平成□令和」に改める。

別記様式第十一号の備考、別記様式第十二号添付書類(4)の備考中

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

を

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

に改める。

別記様式第十五号中「□明治　□大正　□昭和　□平成」を「□明治□大正□昭和□平成□令和」に改める。